

【誓約事項】

本人、保護者及び連帯保証人は、次の事項を誓約します。

- 1 保護者欄に署名した者は、全ての法定代理人を代表しての署名であることを認めます。
- 2 三重県教育委員会が定める期間までに奨学金貸与継続届を提出します。奨学金貸与継続届を提出しない場合は、翌年度以降の奨学金の貸与が打ち切られても異議はありません。
- 3 貸与が打ち切られた場合は、当該打ち切り決定の日から1か月以内に奨学金返還計画変更申込書を提出します。当該申込書を提出しない場合は、3年以内の返還期間で、三重県教育委員会が定める方法で返還します。
- 4 連帯保証人の一人に対する履行の請求並びに連帯保証人の一人に生じた時効の完成猶予及び更新は、本人及び他の連帯保証人にもその効力が生じることを認めます。
- 5 期限までに返還がなされない場合は、三重県教育委員会の請求により期限の利益を喪失することを認め、未返還額を一括返還します。
- 6 滞納を生じさせた場合には、期限の翌日から起算して納付日までの遅延損害金を負担します。
- 7 この奨学金に関する訴訟については、三重県教育委員会の所在地を管轄する裁判所を専属的合意管轄裁判所とすることに同意します。
- 8 奨学金の返還にあたり、滞納や連絡を取ることができない状況が続いたときは、三重県教育委員会が行う奨学金の貸与及び返還に関する業務に必要な範囲において、三重県教育委員会が次の調査を行うことに同意します。（※調査で取得した個人情報は当該業務以外では使用しません。）
 - (1) 住所地における居住の有無、転出入の状況、家賃等の滞納等に関する管理会社等への調査
 - (2) 勤務や給与支払の状況等に関する勤務先等への調査
 - (3) 住民税等の課税状況に関する調査
 - (4) 金融機関における取引状況に関する調査
 - (5) 保険の加入状況に関する調査

【奨学金貸与額一覧】

○修学支度費 (単位：円)

区 分	貸与金額
国公立	40,000 又は 80,000
私 立	50,000 又は 100,000

○修学費 (単位：円)

区 分	貸与 月額	貸与期間別修学費総額					
		1年	2年	3年	4年	5年	5年6月
国公立	8,000	96,000	192,000	288,000	384,000	480,000	528,000
	13,000	156,000	312,000	468,000	624,000	780,000	858,000
	18,000	216,000	432,000	648,000	864,000	1,080,000	1,188,000
	23,000	276,000	552,000	828,000	1,104,000	1,380,000	1,518,000
私 立	20,000	240,000	480,000	720,000	960,000	1,200,000	1,320,000
	25,000	300,000	600,000	900,000	1,200,000	1,500,000	1,650,000
	30,000	360,000	720,000	1,080,000	1,440,000	1,800,000	1,980,000
	35,000	420,000	840,000	1,260,000	1,680,000	2,100,000	2,310,000